

令和5年度歳末たすけあい見舞金等贈呈事業申請について

【配分は自己申請となります】

邑楽町における「歳末たすけあい運動」は支援を必要とする人たちが、地域で安心して新年が迎えられるよう、また見舞いの実施や募金などの「助け合い」活動を通じ、住民相互で支え合う地域づくりを目的として実施します。
条件に該当する方は申請してください。

- 条件：（１）邑楽町社会福祉協議会及び邑楽町役場、担当民生委員児童委員が個々の個人情報共有すること、本会が記載事項確認のため該当条件等の情報を得ることに同意できる方
（個人情報は歳末たすけあい見舞金等贈呈事業以外には使用しません）
- （２）町内に住所を有し、かつ**在宅で生活**しており、次の条件をいずれか１つ以上満たしている方（世帯）
（ただし生活保護受給者（世帯）は除く）

①準要保護世帯	小中学校就学援助費または高等学校等就学援助費受給世帯
②ひとり暮らし高齢者 ※1	満80歳以上のひとり暮らし高齢者
③障がい者	身体障害者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A1・2・3の方
④ねたきり要介護者	要介護認定で要介護4・5の認定を受けている方
基準日：令和5年11月1日（水）	

※1 ②ひとり暮らし高齢者は民生委員児童委員を代理人として申請が可能です。

申請書： 本紙の裏面が申請書となります。
（邑楽町社会福祉協議会及び邑楽町役場福祉介護課でも配布）

提出先： 邑楽町社会福祉協議会または邑楽町役場福祉介護課

受付期間： 令和5年11月1日（水）から令和5年11月20日（月）まで

- その他：（１）見舞金等については、担当民生委員児童委員を通じてお渡しいたします。
（12月下旬予定）
- （２）見舞金等贈呈日までに転出や死亡した場合等、条件を満たさなくなった場合は非該当となります。
- （３）申請内容を審査した結果、非該当になる場合のみ、通知にてお知らせいたします。



問合せ先
邑楽町社会福祉協議会
電話番号：88-2408

令和5年度歳末たすけあい見舞金等贈呈事業申請書

令和5年11月 日

邑楽町社会福祉協議会長 様

歳末たすけあい見舞金等贈呈事業の対象に該当しますので申請いたします。なお、邑楽町社会福祉協議会及び邑楽町役場、担当民生委員児童委員が個人情報共有し、記載事項確認のため貴会が該当条件等の情報を得ることに同意します。

ふりがな		生年月日	大正		
対象者氏名			昭和	年	月
住所	邑楽町	電話番号	平成		
	(行政区： 区 班)		令和		

対象となるア～ウを○で囲んでください	
対象条件	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">在宅で生活</p> <p>している方 (施設入所者は対象外です)</p>
	<p>①準要保護世帯</p> <p>ア) 小中学校就学援助費または高等学校等就学援助費受給世帯</p>
	<p>②ひとり暮らし高齢者</p> <p>ア) 満80歳以上のひとり暮らし高齢者</p>
	<p>③障がい者</p> <p>ア) 身体障害者手帳1・2級 イ) 精神保健福祉手帳1級 ウ) 療育手帳 A 1・2・3</p>
	<p>④ねたきり要介護者</p> <p>ア) 要介護認定で要介護4・5の認定を受けている</p>

※対象者に代わり、ご家族等が申請する場合はご記入ください。

代理人氏名		対象者との関係	
住所		電話番号	

・上記ご記入頂いた個人情報はこの事業以外には使用しません。